

実務に対応でき知識が身につく  
平成26年度  
**人事・労務基礎講座のご案内**

豊産協事発 26-13  
平成26年7月31日  
一般社団法人  
豊島産業協会事業部会  
事業部会長 今井敏弘

当セミナーは、新たに人事・労務部門へ配属になった担当者や管理職となって経験の浅い方、基礎から学び直したい方を対象に、人事労務に関して必要な労働基準法をはじめとした労働関係法令、労災保険、雇用保険、健康保険等の労働・社会保険関係法令の基礎知識を体系的に、かつ労務管理上の注意点について実務にそって事例をまじえて解説します。

昨今、法律の基礎知識を体系的に、また実務的に学ぶことができる場は少なくなっています。初心者には基礎知識をわかりやすく、経験者には法令知識のブラッシュアップとなるものと確信しております。また、受講料も内容と比して非常にリーズナブルです。

是非、ご参加ください。

●日時●

	テ マ	開 催 日 時
第1回	賃金に係る法律実務の基礎知識 (労働基準法を中心として)	平成26年9月18日(木) 午後1時30分 ～午後4時30分
第2回	労働安全衛生に係る法律実務の基礎知識	平成26年9月25日(木) 午後1時30分 ～午後4時30分

- 講師● 特定社会保険労務士 大南弘巳 氏
- 場所● 豊島区民センター 4階 第一会議室 (豊島区東池袋1-20-10)
- 会費● 1講座当り 一人6,000円 (両日参加の場合は12,000円です。)

申込方法

- ① 参加申込書に必要事項をご記入のうえ FAX(03-3983-8424)にてお申し込みください。(締切日：8月29日)
- ② 会費は参加当日にお持ちいただくか、銀行振り込みとなります。

お申込み、お問い合わせ先 一般社団法人豊島産業協会 TEL03(3981)1540

----- 申込書(切らずにファックスしてください) -----

・参加する講座に○をし、参加者名をご記入ください。

事業所名	担当者名		
	電話番号		
	参加希望日 (○印を入れてください)	参加者名	参加者名
第1回	9月18日		
第2回	9月25日		

・お支払方法に○をしてください。

<input type="checkbox"/>	当日持参
<input type="checkbox"/>	銀行振込 (受付後ご連絡いたします。)

# 講座内容

## 第1回【平成26年9月18日（木）】

### 賃金に係る法律実務の基礎知識（労働基準法を中心として）

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ①賃金とは             | ②賃金体系について      |
| ③賃金に関して就業規則への記載事項 | ④最低賃金と出来高払いの補償 |
| ⑤労働条件の原則（賃金に関して）  | ⑥賃金の決定と明示      |
| ⑦賃金計算             | ⑧賃金計算の端数の取り扱い  |
| ⑨賃金支払い            | ⑩賃金台帳の作成・保存    |
| ⑪時効               | ⑫禁止事項          |
| ⑬賃金確保             | ⑭その他           |

## 第2回【平成26年9月25日（木）】

### 労働安全衛生に係る法律実務の基礎知識

#### 1. 労働災害の防止は、事業者の責務である

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ①労働安全衛生法の概要         | ②労働災害とは             |
| ③安全衛生の確保            | ④災害が頻発すると事業者が負うべきこと |
| ⑤災害による事業主の出費は広範囲に及ぶ |                     |

#### 2. 事業者が行うべき労働災害防止対策

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| ①安全衛生管理体制の確立  | ②自主的な安全衛生活動の実施          |
| ③リスクアセスメントの実施 | ④労働安全衛生マネジメントシステムの導入と定着 |
| ⑤適正な作業方法の確立   | ⑥安全衛生教育の実施              |

#### 3. 労働衛生対策

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ①労働衛生の3管理        | ②健康確保対策の実施      |
| ③健康診断の実施         | ④心身両面にわたる健康保持増進 |
| ⑤職場におけるメンタルヘルス対策 | ⑥過重労働と健康障害の防止   |
| ⑦職業性疾病の予防        |                 |

#### 4. 派遣労働者の安全・衛生管理

#### 5. 労働災害が発生したら事業者が行うべきこと

#### 6. その他